

第**73**期 **定時株主総会**

# 招集ご通知

## 開催日時

2019年6月25日（火曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

## 開催場所

神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地  
アネスト岩田株式会社 本社

## 目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
<b>第1号議案</b> 剰余金の処分の件	
<b>第2号議案</b> 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件	
<b>第3号議案</b> 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件	
<b>第4号議案</b> 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件	
事業報告	39
連結計算書類	60
計算書類	62
監査報告	64

# 株主の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社グループは、1926年の創業以来94年目を迎えました。「塗料並びに各種液体を霧にする技術」と「潤滑油を使わずに空気並びに各種気体を圧縮する技術」をコアに据え、常にお客さまの立場に立ち、高性能かつ高品質の製品やサービスをご提供することで、お客さまを筆頭に、すべてのステークホルダーさまの満足度を向上させるとともに社会に貢献すること、さらに、働く従業員を活かし、幸せにすることを企業としての存在意義と考えて、事業活動を進めております。

2018年度に終了した前中期経営計画では、それまでに進出した海外拠点の効率化を推進するための再編、事業を伸長させる上で不足していた製品や業務形態を持つ企業のM&A実施、お客様をお迎える各種施設の新設・リニューアルなど、積極的な投資を行ってまいりました。2019年度から始めました現中期経営計画では、さらに、液体と気体を制御するコア技術を進化させ、社名に込められた「常にいきいきとした活力と、新規性のある技術力を持った開発型企業」として、持続的な成長を遂げる豊かな社会の実現に貢献してまいります。

100年企業に向けて、「人的投資」「開発投資」「設備投資」「市場開拓投資」「風土改革投資」はもとより、営業・物流改革を行う上で必須とされる「IT投資」を新たに追加、積極的に行うことで、「真のグローバルワン・エクセレントメーカー」となるべく、当社グループの役員・従業員が一丸となって努力してまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、ますますのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2019年6月3日

代表取締役 社長執行役員

壺田 貴弘



## 「真のグローバルワン・エクセレントメーカー」 となるために

当社グループは100年企業に向けて  
ONLY ONEの商品で、  
市場ごとの NUMBER ONE (No.1)を、  
グループ丸 ONE ANEST IWATA となって、  
GLOBAL ONE を目指します。



# 第73期 定時株主総会招集ご通知

証券コード 6381 2019年6月3日

アネスト岩田株式会社

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

**1 日 時** 2019年6月25日(火曜日) 午前10時

**2 場 所** 神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地  
**アネスト岩田株式会社 本社**

## 3 会議の 目的事項

**報告事項：** ① 第73期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

② 第73期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項：** 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件  
第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件  
第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

## 4 招集にあたっての決定事項

### (1) 賛否の記載のない議決権行使書の取り扱い

ご提出された議決権行使書の賛否の欄に記載がない場合は、各議案について会社提案については賛成、株主提案については反対として、取り扱います。

### (2) 議決権の代理行使（代理人の資格及び人数）

代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主さま1名を代理人に委任することができます。この場合は、代理人を証明する書類（委任状と議決権行使書）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

### (3) 不統一行使の事前通知方法

会社法第313条第2項に定める通知（議決権の不統一行使に係る通知）は、株主総会の3日前までに、当社に対して議決権を統一しないで行使する旨とその理由を記載した書面によりご通知ください。

### (4) 招集通知添付書類のWEB掲載

当社は、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.anest-iwata.co.jp/>）に掲載しておりますので、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、本招集ご通知の株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類には、当該事項は記載しておりません。なお、監査等委員会が監査した事業報告並びに監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載した以下の事項を含んでおります。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「5. 株式会社の支配に関する基本方針」に係る一部の内容
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

以 上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.anest-iwata.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 議決権行使方法についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

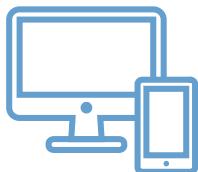
## 1 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2019年6月24日（月曜日）午後5時30分到着分まで

## 2 インターネットによる議決権行使



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限** 2019年6月24日（月曜日）午後5時30分まで  
議決権行使サイト▶ <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



## 3 株主総会へ出席



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

**日時** 2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

**場所** 神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地  
アネスト岩田株式会社 本社

- 株主さま以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- 「パスワード（株主さまが変更されたものを含みます）」は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時には新たに発行いたします。
- インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。



## インターネットによる 議決権行使

株主総会にご出席されず、インターネットによる議決権行使をされる場合は、当社の指定する議決権行使サイトからご行使ください。

### 議決権行使サイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

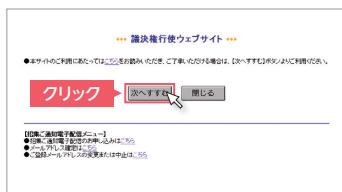
または



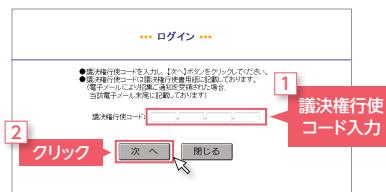
議決権  
行使期限

2019年6月24日(月曜日)  
午後5時30分まで

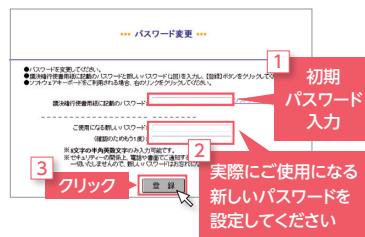
## 1 議決権行使サイトへアクセス



## 2 ログイン



## 3 パスワードの変更



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

### インターネットによる議決権行使の際の注意点

- インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

### 議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
- 議決権行使サイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

### 議決権行使サイトに関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-768-524

受付時間 平日9:00~21:00

### 機関投資家の皆さまへ

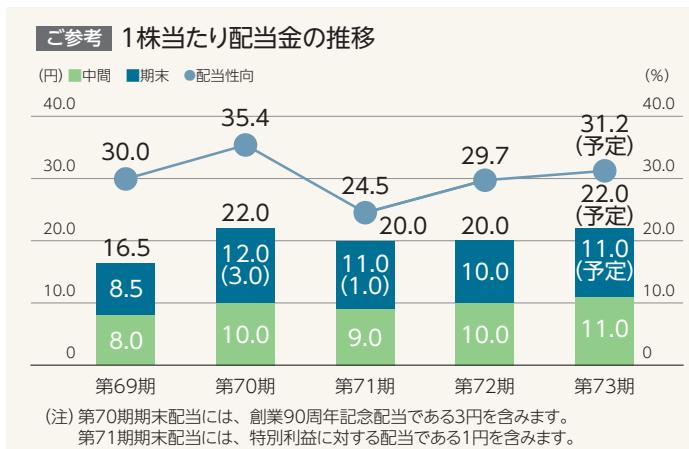
株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

## 議決権行使にあたってのポイント説明

### 第1号議案 剰余金の処分の件について

#### 当社グループの配当に関する考え方

当社では、連結業績の「親会社株主に帰属する当期純利益」の範囲を目安とした連結配当性向30%を基準とし、最低でも1株当たり年間3円配当を堅持することを基本方針としております。



### 第2号議案のポイント

- ・ 監査等委員である取締役4名を除く5名の取締役（事業運営の分野で豊富な経験を有する、新任候補者の深瀬真一氏を含む）についての選任をお願いいたします。

	氏名	経営全般				専門性				取締役候補者属性		
		企業経営	海外企業経営	会計監査	監査役等	技術製造	販売物流	財務金融	法務			
取締役	壺田貴弘	●				●	●			再任		
	岩田 一				●	●	●			再任		
	深瀬真一					●	●			新任		
	松木和道	●	●		●				●	再任	社外	独立役員
	米田康三	●						●		再任	社外	独立役員
監査等委員である取締役	鈴木正人					●	●					
	大島恭輔	●			●		●		●		社外	独立役員
	高山昌茂	●		●				●			社外	独立役員
	森 敏文	●	●				●				社外	独立役員

### 第3号議案のポイント

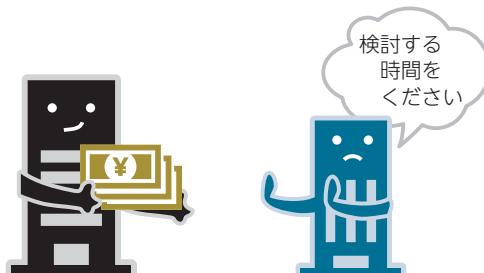
当社の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役を除きます）及び取締役を兼務しない執行役員（以下「取締役等」といいます）に対して、新たな業績連動型株式報酬制度の導入をご提案いたします。

業績連動型株式報酬制度の導入は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。



### 第4号議案のポイント

当社は、**企業価値・株主の皆さまの共同の利益を著しく毀損する<sup>きそん</sup>ような特定者**による株式の大規模買付行為に対して、**株主の皆さま並びに当社が十分な検討時間を確保**できるよう、本方針を毎年継続してご提案しております。



## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまに対する安定的な利益還元に努めることを重要な使命とし、収益力の強化に努め安定した配当をすることを基本としております。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11.0円

総額459,127,251円

中間期配当金の1株につき11.0円と合わせ年間配当金は1株につき22.0円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月26日

配当 (円)

	第69期	第70期	第71期	第72期	第73期
中間期	8	10	9	10	11
期末	8.5	12	11	10	11(予定)
合計	16.5	22	20	20	22(予定)

(%)

	第69期	第70期	第71期	第72期	第73期
配当性向	30.0	35.4	24.5	29.7	31.2(予定)

(注) 第70期期末配当には、創業90周年記念配当である3円を含みます。  
第71期期末配当には、特別利益に対する配当である1円を含みます。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案では同じ）6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は監査等委員である社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会の審議を経て決定しており、また、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本定時株主総会終結の時をもって、取締役古賀弘志氏及び塚本真也氏は任期満了により退任いたします。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席率	監査等委員会出席率	指名・報酬委員会出席率	内部統制委員会出席率	CSR委員会出席率
1	つぼた たかひろ 壺田 貴弘 <span style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役 社長執行役員 兼 経営管理本部長 指名・報酬委員会委員 内部統制委員会委員長 CSR委員会委員	100% (14回/14回)	—	100% (7回/7回)	100% (5回/5回)	100% (5回/5回)
2	いわた はじめ 岩田 一 <span style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 2px;">再任</span>	取締役 上席執行役員 コーティング事業部長	93% (13回/14回)	100% (4回/4回)	—	100% (2回/2回)	100% (2回/2回)
3	ふかせ しんいち 深瀬 真一 <span style="background-color: #c00000; color: white; padding: 2px;">新任</span>	上席執行役員 エアエナジー事業部長 兼 福島工場長	—	—	—	—	—
4	まつき かずみち 松木 和道 <span style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #800080; color: white; padding: 2px;">社外取締役</span> <span style="background-color: #808000; color: white; padding: 2px;">独立</span>	社外取締役 指名・報酬委員会委員 内部統制委員会委員 CSR委員会委員	100% (11回/11回)	—	100% (5回/5回)	100% (3回/3回)	100% (3回/3回)
5	よねだ こうぞう 米田 康三 <span style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #800080; color: white; padding: 2px;">社外取締役</span> <span style="background-color: #808000; color: white; padding: 2px;">独立</span>	社外取締役 指名・報酬委員会委員	100% (14回/14回)	—	100% (7回/7回)	—	—

(注) 1. 岩田一氏は、2018年6月22日開催の第72期定時株主総会において監査等委員である取締役を退任するとともに、取締役に就任いたしました。監査等委員会、内部統制委員会及びCSR委員会の出席状況は、監査等委員である取締役の在任時におけるものです。

2. 松木和道氏は、2018年6月22日開催の第72期定時株主総会において取締役に就任したため、同日以降の出席状況を記載しております。

候補者番号

1

つぼ た たか ひろ  
壺田 貴弘

再任



生年月日 1957年5月15日生（満61歳）

取締役会への出席状況 100%（14回／14回）

指名・報酬委員会への出席状況 100%（7回／7回）

内部統制委員会への出席状況 100%（5回／5回）

CSR委員会への出席状況 100%（5回／5回）

所有する当社の株式数 67,594株

### ■ 略歴、地位、担当

- 1981年 4月 当社入社
- 2000年 4月 当社塗装システム部長
- 2001年 6月 当社取締役
- 2003年 4月 当社塗装機器部長兼塗装システム部長
- 2004年 4月 当社塗装機部長
- 2008年 4月 当社代表取締役社長  
ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事（現）
- 2014年 4月 当社代表取締役社長執行役員（現）
- 2018年 6月 当社経営管理本部長（現）

### ■ 重要な兼職の状況

ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事

### ■ 取締役候補者とした理由

壺田貴弘氏は、代表取締役社長執行役員として、グローバル戦略を指揮し事業拡大に努め、創業90周年を機に100年企業へ向けたビジョンを掲げ、強いリーダーシップを発揮し、持続的な企業価値の向上を図っております。中長期的なビジョン実現の牽引者として適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

### ■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 壺田貴弘氏は、ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事を兼務しております。同社は当社と製品販売・仕入れ等について取引関係があります。
2. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2019年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

### 株主の皆さまへ

2018年度に終了した前中期経営計画では、売上目標350億円に対し、実績388億円、営業利益目標42億円（営業利益率12.0%）に対し、実績43.4億円（営業利益率11.2%）、目標ROE12%以上に対し、実績10.0%となり、ほぼ、計画を達成する事が出来ました。これらは、株主の皆さまの経営へのご理解とご支援の賜物であり、会社を代表して厚く御礼申し上げます。これまでの計画では、100年企業に向けて、積極的投資やM&Aを実施した事により、経費の上昇が見られましたが、この4月から始まった現中期経営計画でも、株主さま、お客さまを筆頭としたすべてのステークホルダーの皆さまの満足度を向上させるため、IT投資を加速させる等、必要な投資を確実に行った上で、2021年度売上目標470億円、営業利益率10%以上、ROE10%以上の達成を目指してまいります。株主の皆さまにおかれましては、変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

候補者番号

2 いわ た はじめ  
岩 田 一

再任



生年月日 1960年11月4日生（満58歳）

取締役会への出席状況 93%（13回／14回）

監査等委員会への出席状況 100%（4回／4回）

内部統制委員会への出席状況 100%（2回／2回）

CSR委員会への出席状況 100%（2回／2回）

所有する当社の株式数 123,739株

#### ■ 略歴、地位、担当

1988年10月 当社入社  
 2000年4月 当社塗装機器部長  
 2001年6月 当社取締役  
 2003年4月 当社国内営業統括・東日本営業部長  
 2008年4月 当社圧縮機部長  
 2009年4月 当社経営企画室長  
 2011年6月 当社監査役  
 2016年6月 当社取締役（監査等委員・常勤）  
 2018年6月 当社取締役上席執行役員コーティング事業部長（現）

#### ■ 重要な兼職の状況

東莞阿耐思特岩田機械有限公司 董事長

#### ■ 取締役候補者とした理由

岩田氏は、開発技術者として入社以来、営業、事業部門、監査役及び監査等委員と多岐にわたる業務領域に精通しており、事業経営のみならずガバナンス体制の充実に関わるなど、幅広い知識と豊富な経験を有しております。そのため、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

#### ■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 岩田氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩田氏は、2018年6月22日開催の第72期定時株主総会において監査等委員である取締役を退任するとともに、取締役に就任いたしました。監査等委員会、内部統制委員会及びCSR委員会の出席状況は、監査等委員である取締役の在任時におけるものです。
3. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2019年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

#### 株主の皆さまへ

当社のDNAであった「現地」「現物」「現実」の三現主義を改めて事業の原点に定め直し、持続的事業成長のために、自分で考え行動し、また再度考えて行動することを周知徹底し、将来につながるいくつかの施策としてのプロジェクトを立ち上げ、新技術の追求、新用途の追求に努めてまいりました。

一方、多くの事業関連子会社があることから、「業務の有効性と効率性」「財務報告の信頼性」「適用法令の遵守」を基本とするガバナンス強化を継続して推進してまいります。

候補者番号

3 ふか せ しん いち  
深瀬 真一

新任



生年月日 1965年5月13日生（満53歳） 所有する当社の株式数 26,287株

取締役会への出席状況 ー%（一回／一回）

#### ■ 略歴、地位、担当

- 1988年 4月 当社入社
- 2008年 4月 アネスト岩田キャンベル株式会社 代表取締役社長
- 2010年 4月 当社執行役員真空機器部長
- 2016年 4月 当社執行役員エアエナジー事業部福島工場長
- 2019年 4月 当社上席執行役員エアエナジー事業部長兼福島工場長（現）

#### ■ 重要な兼職の状況

深瀬真一氏は、他の法人等との重要な兼職はありません。

#### ■ 取締役候補者とした理由

深瀬真一氏は、技術者として当社のコア技術を熟知する一方で、国内販売子会社社長を始め、調達部門、福島工場長を歴任しており、販売・物流から調達・生産部門に至るまで、幅広い分野に高い専門性と知見を有しております。また事業を成長させる上での着眼点や人材の育成という点において周囲から一目置かれている存在でもあり、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

#### ■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 深瀬真一氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2019年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

#### 株主の皆さまへ

塗装機器の開発担当に始まり、調達部門責任者、圧縮機・真空機器を生産する福島工場の工場長として、モノづくりの現場を経験しQCDの強化に努めてまいりました。当社成長の源泉はモノづくり及びその進化にあるという事を改めて認識し、グループ全体で推進するとともに、自由闊達な意見が飛び交う企業風土の実現に向けて、尽力してまいります。

候補者番号

4 まつ き かず みち  
松木 和道

再任

社外取締役

独立



**生年月日** 1951年8月17日生（満67歳）

**取締役在任年数** 1年（本総会最終時）

**取締役会への出席状況** 100%（11回／11回）

**指名・報酬委員会への出席状況** 100%（5回／5回）

**内部統制委員会への出席状況** 100%（3回／3回）

**CSR委員会への出席状況** 100%（3回／3回）

**所有する当社の株式数** 647株

■ **略歴、地位、担当**

1976年4月 三菱商事株式会社入社  
 1979年6月 Harvard Law School 法学修士号（LL.M）取得  
 2003年1月 同社法務部長  
 2007年4月 同社理事  
 2007年5月 経営法友会代表幹事  
 2009年4月 三菱商事株式会社理事コーポレート担当役員補佐兼コンプライアンス総括部長  
 2010年4月 東京大学大学院法学政治学研究所客員教授  
 2011年4月 北越紀州製紙株式会社（現北越コーポレーション株式会社）執行役員  
 2011年6月 同社取締役  
 法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会委員  
 2013年6月 北越紀州製紙株式会社常務取締役  
 2016年6月 株式会社ドリームインキュベータ取締役  
 サンデンホールディングス株式会社監査役（現）  
 2018年6月 当社社外取締役（現）  
 2019年3月 NISSHA株式会社社外取締役（現）

■ **重要な兼職の状況**

サンデンホールディングス株式会社 監査役  
 NISSHA株式会社 社外取締役

■ **社外取締役候補者とした理由**

松木和道氏は、製造業を含む様々な企業において豊富な業務経験を持ち、特に法務・コンプライアンスの分野では深い知見を有しており、社外取締役として、取締役会や諮問委員会等において当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただくと共に、経営を適切に監督いただいております。当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ **その他取締役候補者に関する特記事項**

1. 松木和道氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 松木和道氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、松木和道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 当社は、松木和道氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。当社は松木和道氏が選任されますと、当該契約を継続する予定であります。
4. 松木和道氏は、2018年6月22日開催の第72期定時株主総会において取締役に就任したため、同日以降の出席状況を記載しております。
5. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2019年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

■ **株主の皆さまへ**

当社は、全社一丸となって社内の風土改革を進め、液体の霧化技術、気体の圧縮技術をコア技術として、投資を含む様々な施策を打ち、真のグローバル企業、100年企業となれるよう、リスクを見極めチャレンジを続けています。今後の当社の成長、企業価値増大のためには、これらの施策をグローバルベースで根付かせ、果実をしっかりと摘み取り、さらなるチャレンジを続けていくことが重要となります。私も社外取締役として、尽力してまいります。

候補者番号

5 <sup>よ</sup> <sup>ね</sup> <sup>だ</sup> <sup>こ</sup> <sup>う</sup> <sup>ぞ</sup> <sup>う</sup>  
米田 康三

再任

社外取締役

独立



生年月日 1948年6月18日生（満70歳） 指名・報酬委員会への出席状況 100%（7回／7回）  
 取締役在任年数 4年（本総会終結時） 所有する当社の株式数 5,980株  
 取締役会への出席状況 100%（14回／14回）

#### ■ 略歴、地位、担当

1972年3月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行  
 1977年5月 エール大学経済学部大学院修士課程修了  
 2001年4月 同行執行役員本店営業第二部長  
 2002年6月 Japan Equity Capital Co., 会長兼CEO  
 2003年4月 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社顧問  
 2005年6月 平田機工株式会社代表取締役社長  
 2012年4月 株式会社キンレイ（現株式会社KRフードサービス）代表取締役社長  
 2015年6月 当社社外取締役（現）  
 株式会社タカギ社外取締役（現）  
 2015年12月 スリーフィールズ合同会社代表社員（現）  
 2016年11月 フォーライフ株式会社社外取締役（現）  
 2018年6月 北越メタル株式会社社外取締役（現）

#### ■ 重要な兼職の状況

スリーフィールズ合同会社 代表社員  
 フォーライフ株式会社 社外取締役  
 北越メタル株式会社 社外取締役

#### ■ 社外取締役候補者とした理由

米田康三氏は、長年にわたり多くの企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として、取締役会や諮問委員会等において当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただくと共に、経営を適切に監督いただいております。当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

#### ■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 米田康三氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 米田康三氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、米田康三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 当社は、米田康三氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。当社は米田康三氏が選任されますと、当該契約を継続する予定であります。
4. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2019年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

#### 株主の皆さまへ

企業の目的は、様々なステークホルダーに対する責任を果たすことを通じて、中長期的な企業価値増大を図ることにあると考えておりますが、これを実現するための仕組みがコーポレート・ガバナンスであり、私は社外取締役の立場から、その一層の向上に真摯に取り組んでまいります。



## (ご参考) 社外役員 の独立性基準

当社は、取締役の選任基準及び選任手続、並びに、社外取締役の独立性基準に関する判断基準について、以下のように定めております。

### 1. 取締役の選任基準及び選任手続

社内取締役の選任については、職務執行に必要な専門知識とマネジメントスキルを有し、得意分野や特定部門に偏らない大局的な視点と客観的な思考から判断できる人材であることに加え、当社の経営哲学である「アネスト岩田フィロソフィ」に則り、当社のリーダーとしての自覚、人間力、倫理観、課題形成力、課題遂行力など総合的に評価して行います。

社外取締役の選任については、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスと当社の経営活動に関わる利害関係者の適正な視点を考え、専門分野や出身等の多様性等に配慮し、かつ、当社からの独立性を勘案した上で、総合的に判断して行います。

株主総会に提出する取締役の選任議案は、独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会（監査等委員である取締役選任の場合は監査等委員会が候補者を推薦）での審議を経て、取締役会で決議を行います。

### 2. 社外取締役の独立性基準

(1) 独立取締役は、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

- 当社又は当社子会社の業務執行者（業務執行取締役及び使用人）及び過去に業務執行者であった者。
- 当社又は子会社を主要な取引先とする者（当社支払いが直近年度又は過去3年度の平均でその連結総売上高の2%以上になる取引先）とその業務執行者及び過去に業務執行者であった者。
- 当社又は子会社の主要な取引先（直近年度又は過去3年度の平均で当社の連結総売上高の2%以上の取引先）とその業務執行者及び過去に業務執行者であった者。
- 当社又は子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（直近年度又は過去3年度の平均で年間1,000万円以上又はその連結総売上高の2%以上のもの）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人等の団体の場合はその団体に所属する者及び過去に所属していた者）。
- 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）（法人の場合は、法人の業務執行者又は過去に業務執行者であった者）。
- a.からe.までに掲げる者の近親者（二親等内の親族若しくは同居の親族）。
- 当社又は子会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社及び子会社の出身者。なお、a～dの「過去に」とは、取引所の独立性基準で規定する過去とする。

(2) 独立取締役は、上記1項に考慮された事由以外でも利益相反が生じるおそれのある者であってはならない。

(3) 仮に上記1項、2項に該当する者であっても、人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと考える者については、当社が独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、独立取締役とすることができる。

以上

## 社外取締役から見た“アネスト岩田”



松本 和道

当社の製品には、Sustainable Development Goals (SDGs)の目標のいくつかに直接寄与するものが数多くあります。また、製造、販売いずれにおいてもSDGsへの配慮がなされており、社内においても、SDGsの目標の一つである「働きがいのある人間らしい」仕事をめざして風土改革を進め、さらなる企業の成長を目指しています。消費者の皆さまの目に直接触れる製品が少なく、社会からなかなか認知されにくいのですが、今後は、SDGs優良企業として幅広く社会から認知されることを期待しております。

「良い商品」と「良いお客さま」と「良い社員」の存在が企業発展に不可欠でありますが、当社には、高いシェアのハンドスプレーガンと小型高効率のオイルフリー空気圧縮機、世界に広がるお客さま、そして勤勉で真面目な従業員がおります。壺田社長以下の経営陣は、中長期の成長に資するコーポレートガバナンスの向上に深い理解を有しておられます。これら恵まれた条件を備えた当社の真の企業価値が、株主の皆さまにもっと評価していただけるように努めるのが、社外取締役の責務の一部であろうと考えております。



米田 康三



大島 恭輔

2018年度は売上・営業利益ともに過去最高を更新し、中期計画も概ね達成されました。2019年度からは、新たな中期計画に沿って、更なるグローバル展開の深化、事業領域の拡大そしてNEXTステージに向けた風土改革を推進されることでしょうか。当社に集う皆さん一人ひとりが自由闊達で成長エネルギー溢れる「強く・正しく・良い会社」として益々進化していかれることを期待しております。



高山 昌茂

当社は「真のグローバルワン・エクセレントメーカー」を目指して、6つの投資（人的投資、開発投資、設備投資、市場開拓投資、風土改革投資、IT投資）を積極的に行っています。私はこれら投資のうち、特に人的投資に注目しています。これから当社を担うキャリアを持った各世代の人材をバランス良く採用することに成功しており、今後の当社が楽しみです。



森 敏文

当社はここ数年、社内風土改革を強力に推し進め従業員がより一層誇れる会社に変わってきていると実感しています。今後はボトムアップで会社をいかに発展させていくかを社員一人ひとりがそれぞれの立場で考え、どんどん発信していくことを期待しております。海外においてはシナジーのある優良企業の更なる買収及び提携などに加え、各拠点での優秀な人材の確保・育成、日本との人材交流、現地化などを積極的に進め、真のグローバルエクセレントメーカーを目指して着実に成長することを願っております。

### 第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

#### 1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします）及び取締役を兼務しない執行役員（以下「取締役等」といいます）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本制度は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

2019年度から新たにスタートしました中期経営計画目標達成に向けて、経営執行機関の執行機能を従来にも増して強化し、株主の皆さまとの価値共有をさらに進めてまいります。

本議案は、2016年6月28日開催の第70期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額200百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません））とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は4名ですが、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

① 本制度の対象者	取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役を除く）及び取締役を兼務しない執行役員
② 当初対象期間	2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度
③ ②の当初対象期間において取締役等に給付を行うために必要な当社株式の取得の原資として当社が拠出する金銭の上限	金270百万円 (うち取締役分 130百万円)
④ 当社株式の取得方法	取引所市場から取得する方法、または、自己株式処分を引き受ける方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度当たり 95,000ポイント (うち取締役分 44,000ポイント)
⑥ ポイント付与基準	役位を勘案して定まる数のポイントを付与し、中期経営計画における目標の達成度合いに応じて付与されたポイントを調整
⑦ ①の対象者に対する当社株式の給付時期	原則として退任時

## (2) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2019年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、270百万円（うち取締役分として130百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、270百万円（うち取締役分として130百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます）及び金銭（以下「残存株式等」といいます）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします）と追加拠出される金銭の合計額は、270百万円（うち取締役分として130百万円）を上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。

当社が追加拠出を決定したときは、適時・適切に開示いたします。

## (3) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（2）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、285,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時・適切に開示いたします。

## (4) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与され、中期経営計画における目標の達成度合いに応じて、当該付与されたポイント数が調整されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、95,000ポイント（うち取締役分として44,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（5）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普

通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います）。

下記(5)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます）。

### (5) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（4）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

### (6) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

### (7) 配当の取り扱い

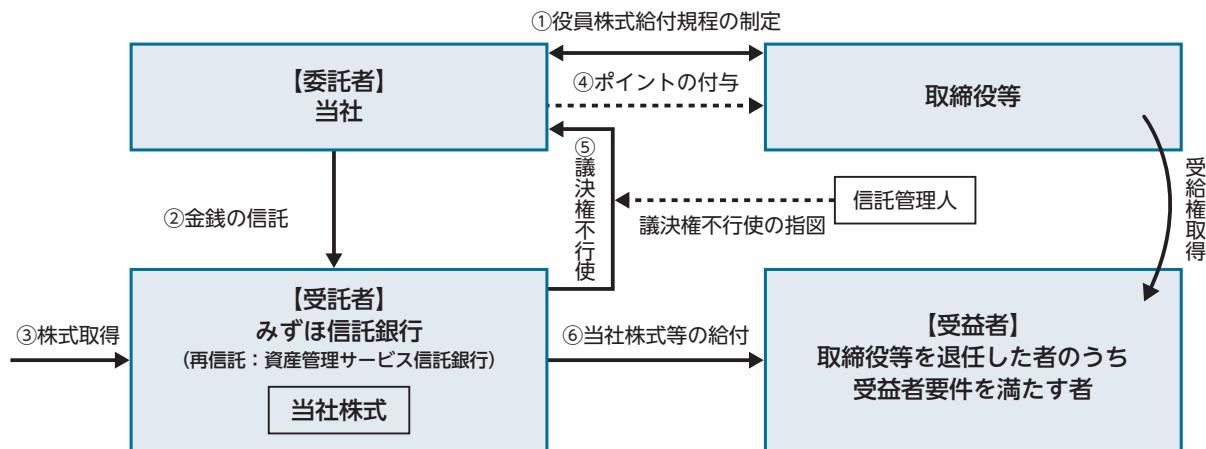
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

### (8) 信託終了時の取り扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（7）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

## <本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
  - ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
  - ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
  - ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
  - ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
  - ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。
- なお、本制度において受託者となるみずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

### （ご参考）取締役の報酬等の決定方針

当社の取締役に対する報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内で、毎月の定期同額給与と連結経常利益の額を算定指標とした年1回の業績連動報酬（役員賞与）によって構成されています。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、監査等委員である社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会にて評価を行い、株主総会の決議により承認された限度額の範囲内で取締役会において審議し決議します。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議により承認された限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定します。

## 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2018年5月10日の取締役会決議及び2018年6月22日の第72期定時株主総会におけるご承認に基づき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます）に関する対応方針（以下「本方針」といいます）を更新しておりますが、本方針につきましては2019年6月25日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）の終結の時をもってその有効期間が満了いたします。そこで、当社は第4号議案におきまして、本方針を本定時株主総会終結の時から次期定時株主総会終結の時まで継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役会は、本定時株主総会において、本方針の継続に関しまして、本方針を第4号議案としてお諮りし、株主の皆さまのご承認を得られることを本方針の継続の条件といたしました。本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆さまのご承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものといたします。

本方針の継続にあたり、基本的内容についての変更はございません。

本方針の内容については、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」に記述いたします。

本継続につきましては監査等委員会が、本方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、同意しております。

なお、現時点で当社に対する当社株式の大規模買付行為に関する提案、申し入れ等はございませんので、念のために申し添えます。

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

2007年5月15日施行

2019年5月10日改訂

### 1. 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取り組み

当社は、1926年の創業以来、「誠心（まことのこころ）」を社として、常に「お客さまの立場に立ち、誠心を込め製品やサービスをお届けする」ことを実行してまいりました。品質向上・技術革新に努め、お客さまのご支持をい

ただき、塗装機器・塗装設備・圧縮機・真空機器の専門メーカーとして、世界No.1を目指す企業へと成長してまいりました。これもひとえに株主の皆さまのご支援の賜物であります。

当社グループは、100年企業へ向けて以下のグループ経営ビジョンを定め、中長期的な経営戦略としております。

- ①お客さまの立場に立ち、誠心を込めて高性能かつ高品質な製品とサービスをご提供できる、活力と新規性に満ちた開発型企業となる。
- ②コストダウンや社内コア技術を中心とした改良型商品開発から、市場のニーズを確実に捉え、さまざまな企業とコラボレーションする柔軟な企業となる。
- ③世界No.1を目指して、グループの全従業員が一丸となり、お客さま満足度の最大化に努め、革新的な技術・製品を常に生み出していく、「真のグローバルワン・エクセレントメーカー」になることを目指す。併せて、社是の具体化を目指してさらなる品質向上・技術革新に努めるとともに、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することが、当社の企業価値を長期にわたり向上させ、株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

## 2. 本方針の目的と基本的な考え方

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的などから見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容などについて検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するものも少なくありません。そのため、当社取締役会としては企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆さまに買い付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間を確保することを目的として大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を導入するものであります。

なお、現時点において当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はありません。

## 3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後に、または株主総会を開催する場合には株主の皆さまに発動の可否を判断いただくための検討期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付ルールのご要は、以下のとおりです。

### (1) 対象となる大規模買付行為

本方針は以下の①または②に該当する当社株券の買付けまたはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付行為」といいます）がなされる場合は適用対象とします。大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます）は予め本方針に定める手続に従わなければならないものとします。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け
- ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。

注3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。

注4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下②において同じとします。

注5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定されます。以下同じとします。

注6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

注7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

### (2) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます）を提供していただきます。当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員

を含みます)の概要(大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます)

- ②大規模買付行為の目的及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます)
- ③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます)
- ④当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます)、経営方針・経営理念、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑥その他大規模買付行為の妥当性及び適法性等を判断するために当社取締役会または独立委員会(後記4.「独立委員会の設置」、別紙2「独立委員会規程の概要」及び(注8)をご参照)が合理的に必要と判断する情報

注8 独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本方針が取締役の保身のために利用されることがないように監視するとともに、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する買付けを抑止するという働きを担います。独立委員会は、公正で合理的な判断を可能にするために、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社取締役会との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等の中から選任され、計3名以上の委員で構成されます。なお、本方針の継続時の独立委員会委員の氏名及び略歴は、後述の別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

### (3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見

形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

#### 4. 独立委員会の設置

本方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するか否か及び対抗措置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会にかかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は諮問を受けた事項について勧告することとします。独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて当社の費用で当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査等委員である取締役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めるとしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表いたします。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

独立委員会の委員には、松木和道氏、米田康三氏、大島恭輔氏、高山昌茂氏、森敏文氏の合計5名が就任する予定です。なお、独立委員会規程の概要は、別紙2「独立委員会規程の概要」に、各委員の略歴は、別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりです。

#### 5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付

ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、また、必要に応じて株主総会の承認を得たうえで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、必要かつ相当な範囲内で例外的に対抗措置を講じることがあります。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っていると思われる場合（いわゆる、グリーンメーラーと判断される場合）
- ②当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付け者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付けを行っていると思われる場合
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を買付け者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付けを行っていると思われる場合
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で買付けを行っていると思われる場合
- ⑤大規模買付者が提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買取（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます）等、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付け行為と判断される場合
- ⑥大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると判断される場合
- ⑦大規模買付者が提案する当社株式の買付条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます）が当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適切なものであると判断される場合

⑧大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

### (3) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆さまに本方針による対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下「株主検討期間」といいます)として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆さまに対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

### (4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記3.(2)「大規模買付情報の提供」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

## 6. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆さまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時・適切な開示を行います。当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆さま（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行につきましても、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆さまに新株を交付することがあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆さまに関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日までに、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株式については、名義書換手続は不要です）。

ただし、独立委員会は、当社取締役会に対抗措置の発動を勧告した後であっても、勧告後に大規模買付者が買付を撤回した場合、または勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者による買付が上記「5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の「(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」の①ないし⑧に該当しないと判断するに至った場合等には、改めて当社取締役会に対し、対抗措置の発動の中止を勧告し、または既に行った対抗措置の発動勧告を撤回することができるものとします。

当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あた

りの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

### 7. 大規模買付ルールの有効期限等

本方針の有効期限は、2020年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において議案としてお諮りし、本方針が株主の皆さまのご承認を得られた場合には、来年以降、毎年6月に開催予定の当社の定時株主総会において毎回お諮りすることとし、株主の皆さまの意思を確認することといたします。ただし、本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆さまのご承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものいたします。

本方針はその有効期間中であっても、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、本方針はその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、司法判断の動向、公的機関の対応及び会社法並びに金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存であり、本方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本方針を修正する場合があります。

なお、2019年3月31日現在の株主の状況は本招集ご通知の「〔添付書類〕 事業報告2. 会社の状況に関する事項（1）会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

### 8. 本方針の合理性

本方針は、以下のとおり、高度な合理性を有しています。

#### ①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

#### ②当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

#### ③株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、当社取締役会において本方針の導入を決定いたしました。上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本定時株主総会において、本方針に関する株主の皆さまの意思を確認させていただくため議案と

してお諮りし、株主の皆さまのご賛同が得られなかった場合には、その時点で本方針は廃止されます。そのため、本方針の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。また、本方針は毎年開催される当社定時株主総会において株主の皆さまの意思が反映されます。

#### ④独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本方針の導入にあたり、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆さまのために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、独立委員会を設置しました。また、独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等）で構成されます。

#### ⑤合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

#### ⑥デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止する可能性があります。したがって、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以上

### ■ 新株予約権無償割当の概要

【別紙1】

#### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

#### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

#### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

#### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とし、時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

#### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### 6. 新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者（注9）、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者（注10）、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) これら(1)から(4)までの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者（注11）（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます）は、新株予約権を行使することができないものとします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権の無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会

が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

注9 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注10 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとします）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注11 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます）をいいます。

### ■ 独立委員会規程の概要

【別紙2】

#### 1. 独立委員会の設置

当社は、大規模買付行為に関する取締役会の判断及び対応の客観性、合理性及び公正性を担保するため、独立委員会を設置する。

#### 2. 独立委員会の構成と選任

(1) 独立委員会を構成する委員（以下、「独立委員」という）は、3名以上とする。

(2) 独立委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務、実績のある会社経営者、あるいはこれらに準ずる者の中から取締役会が選任する。取締役会は出席取締役の過半数の賛成により独立委員を選任する。選任にあたっては、独立委員の役割に鑑み、企業経営に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案する。

#### 3. 独立委員の任期

独立委員の任期は、原則として取締役会がその者を独立委員に選任しその者が独立委員への就任を承諾した日から、その後最初に開催される定時株主総会の終結時までとし、再任を認めるものとする。

#### 4. 独立委員の解任

取締役会は、以下の事由が生じた場合、出席取締役の3分の2以上の賛成により独立委員を解任することができる。

(1) 重度の身体または精神の障害その他の事由により、業務を遂行できない場合

(2) 大規模買付者グループに含まれる者または大規模買付者グループに含まれる者になろうとする者と客観的かつ中立的な立場から勧告を行うことが困難である関係を有していると認識した場合

(3) 独立委員が法令等に違反した場合

(4) 独立委員が上記2.の(2)に定める者ではなくなった場合

#### 5. 善管注意義務

独立委員は、善良な管理者の注意をもって、忠実にその職務を遂行する。

#### 6. 独立委員会の開催

独立委員会は、本規程に従い、必要に応じて随時開催する。

## 7. 独立委員会の招集

独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員が招集する。

## 8. 独立委員会の権能

(1) 独立委員会は、当社取締役会が独立委員会に諮問する、以下に規定する事項につき審議・決議し、その決議事項を、その理由を付して取締役会に勧告する。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重しなければならない。

- ①大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否か
- ②当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報が大規模買付者から提供されているか否か
- ③大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する否か
- ④対抗措置を講じるか否か
- ⑤当社取締役会の講じる対抗措置が手段として相当か否か
- ⑥その他上記に関連する事項

(2) 独立委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む）から、その検討及び審議に必要な専門的な助言をえることができる。

(3) 独立委員会は、当社取締役、従業員または監査等委員である取締役に対し、その検討及び審議に必要な当社に関する資料の提供を求めることができる。

## 9. 独立委員会の勧告

勧告の内容については、原則として委員全員が出席し、その過半数の賛成をもって決定する。

以 上

### ■ 独立委員会委員の氏名及び略歴

松木 和道 (まつき かずみち) 1951年8月 生まれ

- 1976年 4月 三菱商事株式会社入社
- 1979年 6月 Harvard Law School 法学修士号 (LL.M) 取得
- 2003年 1月 同社法務部長
- 2007年 4月 同社理事
- 2007年 5月 経営法友会代表幹事
- 2009年 4月 三菱商事株式会社理事コーポレート担当役員補佐兼コンプライアンス総括部長
- 2010年 4月 東京大学大学院法学政治学研究科 客員教授
- 2011年 4月 北越紀州製紙株式会社 (現北越コーポレーション株式会社) 執行役員
- 2011年 6月 同社取締役  
法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会委員
- 2013年 6月 北越紀州製紙株式会社常務取締役
- 2016年 6月 株式会社ドリームインキュベータ取締役  
サンデンホールディングス株式会社 監査役 (現)
- 2018年 6月 当社社外取締役 (現)
- 2019年 3月 NISSHA株式会社 社外取締役 (現)

米田 康三 (よねだ こうぞう) 1948年6月 生まれ

- 1972年 3月 株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行
- 1977年 5月 エール大学経済学部 大学院修士課程修了
- 2001年 4月 同行執行役員本店営業第二部長
- 2002年 6月 Japan Equity Capital Co., 会長兼CEO
- 2003年 4月 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社 顧問
- 2005年 6月 平田機工株式会社 代表取締役社長
- 2012年 4月 株式会社キンレイ (現株式会社KRフードサービス) 代表取締役社長
- 2015年 6月 当社社外取締役 (現)  
株式会社タカギ 社外取締役 (現)
- 2015年12月 スリーフィールズ合同会社 代表社員 (現)
- 2016年11月 フォーライフ株式会社 社外取締役 (現)
- 2018年 6月 北越メタル株式会社 社外取締役 (現)

大島 恭輔 (おおしま きょうすけ) 1954年1月 生まれ

- 1982年 8月 SUNX株式会社 (現パナソニックデバイスSUNX株式会社) 入社
- 2000年 6月 同社取締役 センサ事業部長
- 2007年 6月 同社常務取締役 経営企画・人事・法務・内部統制担当
- 2011年 6月 同社常勤監査役
- 2015年 6月 当社社外取締役
- 2016年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現)

高山 昌茂（たかやま まさしげ）1961年9月 生まれ  
1987年 9月 英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所  
1990年 2月 協和監査法人入所  
1990年 8月 公認会計士登録  
2007年 1月 協和監査法人 代表社員（現）  
税理士法人協和会計事務所 代表社員（現）  
2012年 6月 当社社外監査役  
2013年 8月 内閣府 公益認定等委員会 参与（現）  
2015年 4月 独立行政法人国立科学博物館 監事（現）  
2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現）

森 敏文（もり としふみ）1946年1月 生まれ  
1968年 4月 三菱商事株式会社入社  
1980年 6月 スタンフォード大学MBA取得  
1993年 8月 欧阿中東三菱商事株式会社 副社長  
1995年12月 米国三菱商事株式会社 副社長兼グループCOO  
2000年 6月 三菱製紙株式会社入社  
Mitsubishi Hitec Paper Bielefeld GmbH 取締役社長兼CEO  
Mitsubishi Hitec Paper Flensburg GmbH 取締役社長兼CEO  
Mitsubishi Paper GmbH 取締役社長兼CEO  
Mitsubishi Paper Holding (Europe) GmbH 取締役社長兼CEO  
2004年 6月 三菱製紙株式会社 上席執行役員  
2007年 8月 Heidrick & Struggles (Japan) 代表兼マネージングパートナー  
2011年 6月 株式会社ウイルビー・インターナショナル 顧問  
2012年 4月 株式会社コーチ・エイ 顧問（現）  
2012年 6月 当社社外監査役  
2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現）  
2018年 6月 Osborn & Mori Partners株式会社 取締役パートナー（現）

上記独立委員会委員5氏は、いずれも会社法で規定される社外取締役の要件並びに東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出ています。

以上

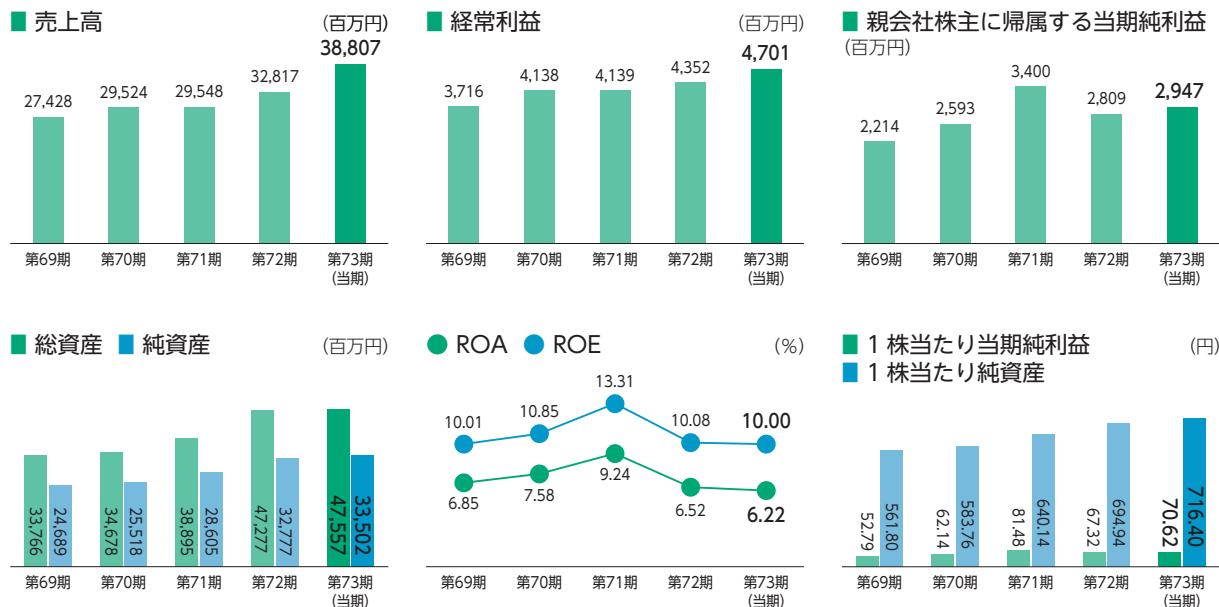
# 事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 財産及び損益の状況の推移

		第69期 (2015年3月期)	第70期 (2016年3月期)	第71期 (2017年3月期)	第72期 (2018年3月期)	第73期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	27,428	29,524	29,548	32,817	38,807
営業利益	(百万円)	3,199	3,796	3,733	3,824	4,339
経常利益	(百万円)	3,716	4,138	4,139	4,352	4,701
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,214	2,593	3,400	2,809	2,947
1株当たり当期純利益	(円)	52.79	62.14	81.48	67.32	70.62
総資産	(百万円)	33,766	34,678	38,895	47,277	47,557
純資産	(百万円)	24,689	25,518	28,605	32,777	33,502
1株当たり純資産	(円)	561.80	583.76	640.14	694.94	716.40
自己資本比率	(%)	69.4	70.3	68.7	61.4	62.9
ROA	(%)	6.85	7.58	9.24	6.52	6.22
ROE	(%)	10.01	10.85	13.31	10.08	10.00

(注) 企業会計基準第28号『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』等の公表に伴い遡及適用を行ったため、2018年3月期について、遡及適用後の数値を記載しております。



## (2) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、減税効果などにより設備投資や個人消費が堅調に推移したアメリカを中心として景気拡大の基調が続きましたが、年度後半からは米中貿易摩擦や中国の景気減速、英国のEU離脱やヨーロッパでの政情不安など、不確実性が高まっております。日本経済におきましては、世界の潮流による影響を受けつつも、良好な雇用環境や省力化ニーズの高まりを受け、個人消費や設備投資が底堅く推移いたしました。

そのような経営環境の中、当社グループは中期経営計画の最終年度を迎え「真のグローバルワン・エクセレントメーカ」を目指して事業活動を続けてまいりました結果、売上高、営業利益、経常利益におきましては、創業以来の最高実績となり、ROEは6期連続で2桁台を達成することができました。同時に新たな中期経営計画を策定し、更なる成長に向けた活動を開始いたしました。

圧縮機製品では、従来から継続してきた提案型営業の割合が増加したことにより、日本では、オイルフリースクロールコンプレッサや中形圧縮機の販売が伸びました。海外ではインド、ブラジルなどの新興国や中国を主としたアジアにて医療向け圧縮機ユニットや付帯機器が継続して伸び、電動バスや鉄道車両等の公共交通機関向け車両搭載用圧縮機ユニットの販売も同様に、アメリカ、インドなど中国以外のエリアにおいても引き続き伸びています。また、当年度より連結対象となりました中国のスクリーユ圧縮機製造・販売会社である上海斯科絡圧縮機有限公司や、台湾のエアブラシや医療向け小形圧縮機製造・販売子会社であるANEST IWATA SPARMAX Co.,Ltd.の業績が好調に推移し、当社グループの成長へ貢献いたしました。真空機器製品では、日本の販路活用と展示会出展や機関誌掲載などのプロモーションによる一般工業市場向けオイルフリースクロール真空ポンプの販売が定着してまいりましたが、他方、アメリカ、ヨーロッパにおける当社の供給先である装置メーカやOEM先の需要減少といった海外での苦戦が継続いたしました。塗装機器製品では、自動車補修塗料メーカ各社さまとのコラボレーションを継続し、特定塗料に対する認証取得活動や各種プロモーション活動に注力したヨーロッパ、地域に見合ったモデルの投入により当社ブランドを真に認識いただくことを目指した中国などで販売が伸びました。また、日本を始め、工業塗装市場へ十分な活動ができていなかった世界各国においてターゲットの選定や、各地域に見合った施策を立案し、一部の活動を開始いたしました。塗装機器製品に含まれ、塗料以外の液体を扱う液圧機器製品では、世界各国において、主に製パン・製菓製造時に使用する食液塗布専用のスプレーガン、液体供給機器などの拡販活動を継続し販売を伸ばしております。塗装設備製品では、設備更新のはざまにあり大きな伸びとならなかった日本に対して、北米、中国の自動車部品製造やインドの木工製品製造といった海外市場への塗装設備納入により伸びました。また日本では、塗装設備導入をご検討のお客さまに対する導入効果測定や、市場ごとにアプリケーションの提案を可能としたコーティングソリューションセンターを設立し、次期活動へ向けた準備が完了いたしました。

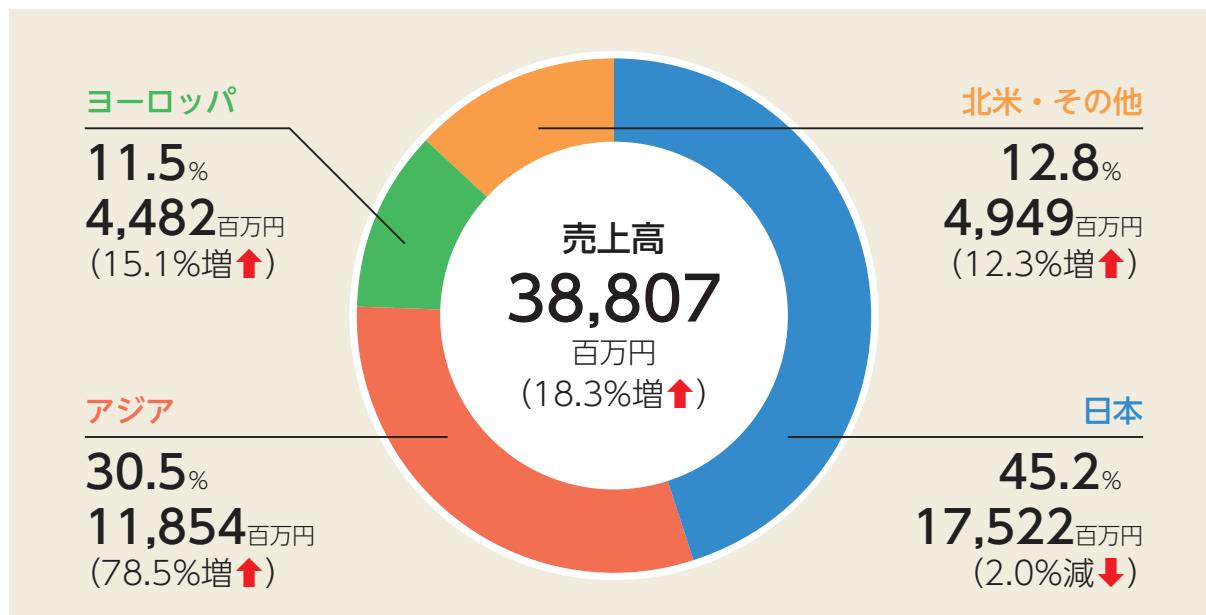
その結果、当連結会計年度の業績は、売上高38,807百万円（前連結会計年度比18.3%増）、営業利益4,339百万円（同13.5%増）、経常利益4,701百万円（同8.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,947百万円（同4.9%増）となりました。

## (3) 主要な事業内容

事業	主要製品
圧縮機	コンプレッサ、窒素ガス発生装置、クリーンエアシステム、医療機器
真空機器	ドライスクロール真空ポンプ、真空機器
塗装機器	スプレーガン、塗料供給機器、塗装ブース、各種液体塗布機器
塗装設備	塗装プラント、塗装ロボット、自動塗装装置

## セグメント別の状況

### 地域ごとの売上高



#### 日本

日本では、外部への売上高17,522百万円（前連結会計年度比2.0%減）、セグメント利益3,957百万円（同1.7%減）の減収減益となりました。

#### ヨーロッパ

ヨーロッパでは、外部への売上高4,482百万円（同15.1%増）、セグメント利益166百万円（同22.2%減）の増収減益となりました。

#### アジア

アジアでは、外部への売上高11,854百万円（同78.5%増）、セグメント利益1,162百万円（同73.9%増）の増収増益となりました。

#### 北米・その他

北米・その他の地域では、外部への売上高4,949百万円（同12.3%増）、セグメント利益196百万円（同92.6%増）の減収増益となりました。

## 製品別売上高

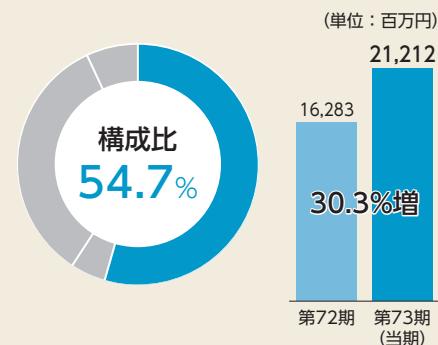
### 圧縮機製品 コンプレッサ・窒素ガス発生装置



オイルフリースクロール  
コンプレッサ  
(Fシリーズ)

- 日本では、従来から継続してきた提案型営業の割合が増加し、高効率かつ省エネルギー性に優れたオイルフリースクロールコンプレッサ並びに中形レンジのスクロールコンプレッサを主とした販売が伸長しました。
- 海外では、インド、ブラジルなどの新興国や中国を主としたアジアにて医療向け圧縮機ユニットや付帯機器が継続して伸長し、電動バスや鉄道車両等の公共交通機関向け車両搭載用圧縮機ユニット販売も同様に、アメリカ、インドなど中国以外のエリアにおいても引き続き伸長しました。
- 全体では、前期比30.3%の増加となりました。

売上高 **21,212**百万円



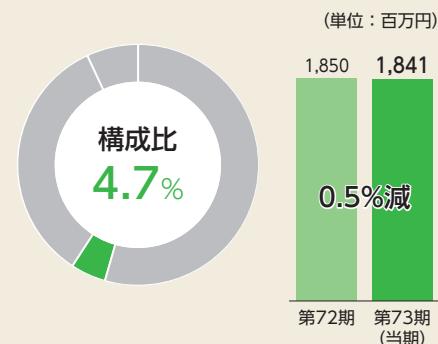
### 真空機器製品 ドライスクロール真空ポンプ



オイルフリー真空ポンプユニット

- 日本では、これまでの圧縮機販路を活用し、展示会出展や機関誌掲載などのプロモーション活動も行う、一般工業市場向けオイルフリースクロール真空ポンプの販売が定着し、伸長しました。
- 海外では、半導体製造に伴う周辺装置に向けて台湾を主としたアジア並びにロシア向けの販売は伸長しましたが、アメリカ、ヨーロッパにおける当社の供給先である装置メーカーやOEM先での需要が減少し苦戦しました。
- 全体では、前期比0.5%の減少となりました。

売上高 **1,841**百万円



## 塗装機器製品

スプレーガン・静電塗装機・塗料供給装置・液圧機器・塗装ブース



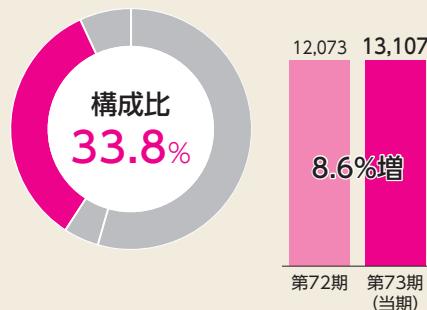
新型ロボット搭載用自動スプレーガン

- 日本では、これまで活動の主体となっていた自動車補修市場から、今後も拡販の余地が見込める工業塗装市場への注力に向けて販売体制の構築を進めました。
- 海外では、自動車補修塗料メーカーさまとのコラボレーションやプロモーションを継続し、特定塗料に対する認証取得活動に注力してきたヨーロッパ及び地域に見合った仕様のモデルを投入して当社ブランドを真に認識いただくことを目指した中国など、アジアにて販売が伸長しました。
- 全体として、前期比8.6%増加しました。

売上高

13,107百万円

(単位：百万円)



## 塗装設備製品

自動塗装装置・塗装プラント・塗装ロボット・環境装置



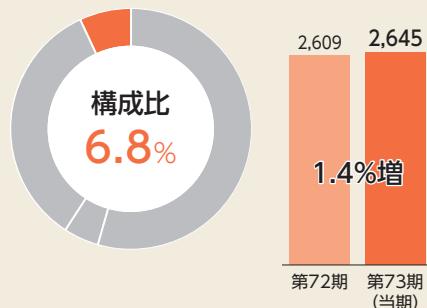
回転塗装ロボット (SWAN)

- 日本では中長期的には、設備投資の環境自体は堅調ながら、当連結会計年度においては塗装設備更新のはざまにあり、大きな伸長は見られませんでした。設備導入を検討するお客さまに対する導入効果測定や市場ごとのアプリケーション提案を可能としたコーティングソリューションセンターを設立し、次期活動に向けた準備が完了しました。
- 海外では、北米、中国の自動車部品製造やインドの木工製品製造などにおける塗装設備納入により販売が伸長しました。
- 全体では、前期比1.4%の増加となりました。

売上高

2,645百万円

(単位：百万円)



#### (4) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は総額2,080百万円であります。主な設備投資先セグメントは日本で、その内容は福島工場、秋田工場の生産設備の新規導入等です。当連結会計年度に撤去、滅失した主な固定資産は、本社に移転した関東支店の土地・建物の330百万円等があります。



研究開発費は、研究開発に係る一般管理費と製造経費の合計です。

#### (5) 研究開発活動の状況

当社グループの研究開発活動は、当社が主体となり関係会社と共同推進する形をとっており、環境保全を技術開発の大きな目的にするとともに、固有技術の進化と先端技術の応用展開を進めながら、お客さまのニーズに応えるための新製品開発と既存製品の改良を積極的に進めております。

なお、当期の研究開発費の総額は547百万円です。その他に製品の改良・改造に使用した606百万円を製造経費としております。報告セグメントは日本及びアジアとなり、合計1,154百万円のうち日本は1,021百万円です。

### (6) 資金調達の状況

当社及び一部の連結子会社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの契約額	8,314百万円
・借入実行残高	423百万円
・借入未実行残高	7,891百万円

### (7) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、緩やかに回復基調が継続している世界経済においても、米中貿易摩擦やそれに伴う各国の経済減速、ヨーロッパでのブレグジット問題及び政情不安といった地政学リスク等、不透明な要素が内在しております。そのため、海外販売比率を高めている当社グループは、地域の偏りによるリスクを回避しつつ以下に掲げる方針に基づき企業活動に努めてまいります。

#### ・「アネスト岩田フィロソフィ」の浸透

社是や経営理念をはじめ、経営の根幹を永続的に支える精神を「アネスト岩田フィロソフィ」としてまとめ直しました。すべての役員・従業員は、1926年の創業から大切に受け継がれてきた伝統を継承し、「100年企業」を目指します。

#### ・人財の確保と育成

当社グループを支える人財を広く世界に求め、柔軟な視野でビジネスを考え行動できる人財の確保と育成に努めます。また、従業員の能力と適性を尊重し、海外拠点との双方向的な人財交流によって、企業風土の国際化と人財配置体制の最適化に取り組みます。

#### ・ライフワークバランスの向上

子育て・介護の負担を抱えるなど、従業員個々のライフスタイルに応じ、「1～2時間単位の有給休暇」や「介護のために退職した従業員に対して退職前と同一で復職を認める」など、柔軟な勤務体系の整備を推進しています。少子高齢化による生産年齢人口の減少が深刻さを増し、いわゆる「働き方改革」の必要性が高まりを見せる状況下において、今後もライフワークバランスの向上に努めます。

#### ・人財多様性の受容と活用

当社は革新的な技術・製品を生み出していくために、様々な背景を持つ従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮し、多様な価値観から生まれる発想を尊重する組織運営の実現に努めています。その一環として、出産・子育て支援などに向けて、時短勤務制度の活用を推進しており、対象となるすべての従業員に対して育児休暇の取得を奨励しています。さらに、テレワーク導入の検討を開始するなど、多様な人財が長く活

躍し続けることができる労働環境を整備してまいります。

#### ・事業部門別の指針

圧縮機・真空機器事業は、空圧・膨張・真空に関わる「社会必須のエネルギー」を効率的、かつ安定的に供給するエアエナジー総合事業として、そのノウハウの構築と蓄積、人財の育成、必要とされるサービスの開発、効率的エネルギー管理に関わる製品開発を進め、「空圧・膨張・真空エネルギーの総合マネジメント事業」への転換を継続推進します。

塗装機器・塗装設備事業は、世界中のお客さまに満足していただける、最適な塗膜作成技術を有する世界トップクラスのコーティングメーカーになることを目指します。塗装機器というハードに留まらず、塗装・塗布方法や塗装・塗布技術などのソフトの提供と共に「高効率、作業環境改善、地球環境保全」をさらに追求します。

#### ・先進IT技術の積極的活用

IT技術の急速な進展により、当社グループを取り巻く社会環境はこれまでにない変化を見せております。当社グループは、独自のノウハウをデータ化し活用することで生産ラインを効率化したほか、IoT機能を搭載した商品の開発を進めるなど、ますます進化するIT技術の活用による新しい付加価値をもった商品・サービスを提供してまいります。

#### ・ガバナンス体制

当社グループは、取締役会における議決権を行使することによる適切な監督・監査機能の確保を目的として、2016年6月28日の第70期定時株主総会決議を以て、監査等委員会設置会社へ移行しました。その中で、取締役会の諮問機関として、代表取締役と社外取締役全員で構成し委員長を社外取締役とする指名・報酬委員会を設け、代表取締役や取締役会の独断を牽制し統治機能を強化しました。また、内部統制委員会とCSR委員会を設置し、取締役会の機能を補完する体制としました。今後も更なるガバナンスの強化と共に取締役会の活性化に努めます。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。  
 ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アネスト岩田コンプレッサ株式会社※	10百万円	100.0%	圧縮機・真空機器の販売及び修理
アネスト岩田コーティングソリューションズ株式会社※	10百万円	100.0	塗装機器の販売及び修理、 塗装設備の製造販売及び修理
阿耐思特岩田産業機械(上海)有限公司	200千USD	100.0	塗装機器、塗装設備の販売
ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l.	956千EUR	100.0	塗装機器、塗装設備の製造販売
杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司※	7,500千USD	65.0 (間接保有30.0を含む)	圧縮機の製造販売、 塗装機器の販売
ANEST IWATA MOTHERSON Pvt.Ltd.※	435百万INR	51.0	圧縮機の製造販売
上海斯可絡圧縮機有限公司※	35,000千CNY	51.0	圧縮機の製造販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は「(9) 主要な営業所及び工場」に記載した37社です。  
 2. 会社名の後ろに※印を記載した会社は、特定子会社です。  
 3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (9) 主要な営業所及び工場

国内拠点	本社	神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地	
	工場	秋田工場（秋田県大仙市） 福島工場（福島県西白河郡矢吹町）	
	支店	3支店（神奈川県横浜市）（愛知県名古屋市）（大阪府大阪市）	
	連結子会社	アネスト岩田コンプレッサ株式会社（神奈川県横浜市） アネスト岩田コーティングソリューションズ株式会社（神奈川県横浜市） エアエンジニアリング株式会社（神奈川県横浜市）	
	持分法	株式会社アドバン理研（京都府八幡市）	
海外拠点	ヨーロッパ	連結子会社	(販) ANEST IWATA Deutschland GmbH (ドイツ)
			(製・販) HARDER & STEENBECK GmbH & Co.KG (ドイツ)
			(製・販) ANEST IWATA EUROPE GmbH (ドイツ)
			(製・販) ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l. (イタリア)
			(販) ANEST IWATA Italia s.r.l. (イタリア)
			(販) ANEST IWATA France S.A. (フランス)
			(販) ANEST IWATA (U.K.) Ltd. (イギリス)
			(販) Anest Iwata Scandinavia AB (スウェーデン)
			(販) ANEST IWATA Iberica S.L. (スペイン)
			(販) ANEST IWATA Polska Sp. Z o.o. (ポーランド)
	アジア	連結子会社	(販) 阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司（中国）
			(製・販) 嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司（中国）
			(製・販) 東莞阿耐思特岩田機械有限公司（中国）
			(製・販) 上海阿耐思特岩田塗装機械有限公司（中国）
			(製・販) 杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司（中国）
			(製・販) 上海斯可絡圧縮機有限公司（中国）
			(製・販) 上海格什特螺桿科技有限公司（中国）
			(製・販) 岩田友嘉精機股分有限公司（台湾）
			(製・販) ANEST IWATA SPARMAX Co., Ltd. (台湾)
			(製・販) ANEST IWATA MOTHERSON Pvt. Ltd. (インド)
			(製・販) ANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Pvt. Ltd. (インド)
			(製・販) ANEST IWATA SOUTHEAST ASIA Co., Ltd. (タイ)
			(製・販) ANEST IWATA Korea Corp. (韓国)
			(販) ANEST IWATA Vietnam Co.,Ltd. (ベトナム)
	(販) PT.ANEST IWATA INDONESIA (インドネシア)		
	その他	連結子会社	(販) ANEST IWATA USA,Inc. (アメリカ)
			(製・販) ANEST IWATA - Medea, Inc. (アメリカ)
			(製・販) ANEST IWATA AIR ENGINEERING, Inc. (アメリカ)
			(販) ANEST IWATA Mexico, S. de R.L. de C.V. (メキシコ)
			(販) ANEST IWATA DO BRASIL COMERCIAL LTDA. (ブラジル)
(製・販) AIRZAP-ANEST IWATA INDUSTRIA E COMERCIO LTDA. (ブラジル)			
(販) ANEST IWATA Australia Pty.Ltd. (オーストラリア)			
(販) ANEST IWATA RUS LLC (ロシア)			
持分法		(販) ANEST IWATA South Africa (Pty) Ltd. (南アフリカ)	
		(製・販) Powerex-Iwata Air Technology, Inc. (アメリカ)	

(注) (販) は販売拠点を、(製・販) は製造及び販売拠点を、持分法は持分法適用会社を表しております。

## (10) 従業員の状況

報告セグメント	日本	ヨーロッパ	アジア	その他	合計
従業員数	616名	155名	824名	141名	1,736名
前連結会計年度末比増減	19名増	15名増	78名増	－	112名増

(注) 1. ヨーロッパの増加は、組織再編の影響によるものです。

2. アジアの増加は、主として台湾の圧縮機メーカーから事業を譲り受けたANEST IWATA SPARMAX Co.,Ltd. (旧社名：漢申股份有限公司) を連結子会社化したことなどによるものです。

## (ご参考)

### 【働き方改革】

当社は、企業の根幹である従業員を活かし幸せにすること、すなわち従業員が働く喜びや働く誇りを感じることによって、会社と製品を家族や友人に心から自慢できる企業となるよう、働き方改革を推進しております。従業員が健康で安全に、生き生きと働く就業環境を整備し、機械セクターにおけるホワイト企業のトップランナーになることを目指しております。

- 短時間勤務や時間外勤務の制限による業務負担の軽減措置
- 1～2時間単位で取得可能な有給休暇と半日有給休暇の組み合わせも可能とした柔軟な休暇制度による通院・育児時間等への配慮
- 出産祝い金の支給
- 満3歳までの育児休暇を取得可能
- 育児休業中の通信教育支援
- 法定休業の他、介護の必要がなくなるまで勤務時間短縮を継続可能
- 介護時に退職した際、介護終了後に退職前と同条件にて復職可能
- 年次有給休暇とは別に、対象の子1人当たり年間8日（うち有給3日）の看護休暇を取得可能
- 勤務間インターバル制度の導入
- テレワーク制度の導入検討



社内ワークショップ  
(食液塗布専用のスプレーガンを活用したお菓子作り)

## (11) 主要な借入先

記載を要する借入先はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 会社の株式に関する事項

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 189,290,000株                |
| ② 発行済株式の総数 | 41,738,841株 (自己株式6,664株を除く) |
| ③ 株主数      | 2,820名                      |
| ④ 大株主      |                             |

株主名	持株数 株	持株比率 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,725,000	8.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,096,500	7.4
第一生命保険株式会社	2,272,000	5.4
アネスト岩田仕入先持株会	1,841,400	4.4
アネスト岩田得意先持株会	1,761,000	4.2
明治安田生命保険相互会社	1,520,848	3.6
株式会社三菱UFJ銀行	1,105,635	2.6
株式会社りそな銀行	1,034,349	2.5
株式会社常陽銀行	960,000	2.3
株式会社大気社	895,000	2.1

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (6,664株) を控除して計算しております。
2. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ (共同保有者株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社、エム・ユー投資顧問株式会社) から2018年4月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書には、同年4月9日現在同社が3,370,535株を保有している旨が記載されています。しかし、当社として2019年3月31日時点における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	*壺 田 貴 弘	社長執行役員兼経営管理本部長 ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事
取締役	*古 賀 弘 志	上席執行役員特任担当
取締役	*塚 本 真 也	上席執行役員先端技術研究所担当 杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司 董事長
取締役	*岩 田 一	上席執行役員コーティング事業部長 東莞阿耐思特岩田機械有限公司 董事長
取締役	松 木 和 道	サンデンホールディングス株式会社 監査役 NISSHA株式会社 社外取締役
取締役	米 田 康 三	スリーフィールズ合同会社 代表社員 フォーライフ株式会社 社外取締役 北越メタル株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	鈴 木 正 人	
取締役 (監査等委員)	大 島 恭 輔	
取締役 (監査等委員)	高 山 昌 茂	協和監査法人 代表社員 税理士法人協和会計事務所 代表社員
取締役 (監査等委員)	森 敏 文	Osborn & Mori Partners株式会社 取締役パートナー

- (注) 1. 取締役松木和道氏、米田康三氏、大島恭輔氏、高山昌茂氏、森敏文氏の5氏は社外取締役であります。なお、5氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査等委員である取締役 鈴木正人氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内の事情に精通し、質の高い情報を収集できる者が、取締役会以外の重要な会議に出席し、代表取締役をはじめ業務執行上の各責任者や、会計監査人と内部監査部門等との連携を密に図ることによって得られた情報をもとに監査・監督を行うことにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 監査等委員である取締役の高山昌茂氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社では執行役員制度を導入しており、\*印を付した取締役は執行役員を兼務しております。2019年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

**(ご参考)****【取締役を除く執行役員のご紹介】****大沢 健一**

コーティング事業部 コーティング開発部長  
兼 阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司 / 董事長  
兼 嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司 / 董事長

コーティング開発部では、常にお客さまから「うれしさ」を感じてもらえる製品をタイムリーに提供することを目指し、人材育成と三現主義の徹底をおこない、コーティング業界のONLY ONEを目指してまいります。

**亀原 信和**

アネスト岩田コンプレッサ株式会社 / 代表取締役社長

デジタル化が急速に進化し購買プロセスが大きく変化しようとしている国内市場において、より効率的な営業活動を追求し、より多くのエンドユーザーさまへのソリューションを提供し、お客さま満足度向上に尽力してまいります。

**ゲイリー・グラス (Gary Glass)**

ANEST IWATA USA, Inc. / President  
兼 ANEST IWATA-MEDEA, Inc. / President  
兼 ANEST IWATA MEXICO, S. DE R.L. DE C.V. / President

エアブラシビジネスについては、この数年来、アートを始めた様々な分野へ新たな戦略を立案し活動を継続することで、実績を伸ばしております。さらに今年度からは、これまで主力としていた自動車補修市場向けビジネスに加えて、工業塗装市場に向けた活動を開始し、最適な機器の提案から、塗装ロボットシステムを用いた自動化など、アネスト岩田の持つスプレー技術の強みを最大限に生かして、北米・メキシコ市場におけるお客さま満足度の向上に努めてまいります。

**鷹野 巧一**

経営企画部長  
兼 法務知財部長

株主さま並びに投資家の皆さまとの対話をさらに充実させていくために当社の非財務情報をESGの視点で積極的な開示を進めていくとともに、経営陣とのパイプ役として双方向でコミュニケーションが充実できるように尽力いたします。



武田 克己

コーティング事業部 コーティングシステム部長

お客さまにとってコーティングシステムの導入は大きな設備投資であり失敗は許されません。ご計画の段階で成功する設備投資であるとお客さまに確信をもっていただけるよう、「投資対効果・生産量・良品率・稼働率等」の設計値が確実に達成できることを立証するための、問題解決策や新たな技術提案を実行いたします。「モノづくりからコトづくりへ」を合言葉に、特に完全自動化技術／環境対応技術に関する技術構築を推進してまいります。



橋本 隆司

品質保証部長

継続的な品質向上のため、お客さま・販売店さまからの声に真摯に耳をかたむけ、お客さま満足度向上を実現いたします。そのため、お客さま満足度調査を実施し、開発・生産・販売部門との連携強化に取り組んでまいります。



深瀬 真一

上席執行役員  
エアエナジー事業部長  
兼 福島工場長

塗装機器の開発担当に始まり、全社購買責任者、コンプレッサの生産工場である福島工場 工場長として、モノづくりの現場を経験し、QCDの強化に努めてまいりました。当社は製造メーカーであり、改めて企業成長の源泉はもの作りであり、モノづくりの進化であるという事をグループ全体で推進していくとともに、自由闊達な意見が飛び交う企業風土に向けて尽力してまいります。



三好 栄祐

経営管理本部副本部長  
兼 人事総務部長

経営方針を徹底推進する”司令塔”としてグループ各社、各部門、各従業員の方向性を統一するための施策を実行し、組織間のコミュニケーション機能の確立と各従業員のモチベーションを向上させさらなる業績向上を図り社会、株主さまへ貢献してまいります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役でない取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約の内容は、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の限度を会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と限定しております。

## (3) 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く)	153	97	56	—	7
(うち社外取締役)	14	8	5	—	2
取締役 (監査等委員)	47	31	16	—	5
(うち社外取締役)	23	15	8	—	3
合計	201	128	72	—	12

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額 4名17百万円を含みません。  
 2. 上記には、2018年6月22日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く) 1名、取締役(監査等委員) 1名を含んでおります。  
 3. 2016年6月28日開催の第70期定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額2億円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は6千万円以内と決議いただいております。  
 4. 上記支給額のほか、2005年6月28日開催の第59期定時株主総会における役員退職金慰労制度の廃止決議に基づく役員退職慰労金の打ち切り支給額につきまして、当年度末における残高は9百万円であります。

## (4) 取締役の報酬等の決定方針

当社の取締役に対する報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内で、毎月の定期同額給与と連結経常利益の額を算定指標とした年1回の業績連動報酬(役員賞与)によって構成されています。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、監査等委員である社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会にて評価を行い、株主総会の決議により承認された限度額の範囲内で取締役会において審議し決議します。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議により承認された限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定します。

## (5) 社外役員に関する事項

### (a) 重要な兼職先と当社との関係

- i. 取締役松木和道氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。  
これらの会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
  - ・サンデンホールディングス株式会社 監査役
  - ・NISSHA株式会社 社外取締役
- ii. 取締役米田康三氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。  
これらの会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
  - ・スリーフィールズ合同会社 代表社員
  - ・フォーライフ株式会社 社外取締役
  - ・北越メタル株式会社 社外取締役
- iii. 監査等委員である取締役の大島恭輔氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。
- iv. 監査等委員である取締役の高山昌茂氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。  
これらの会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
  - ・協和監査法人 代表社員
  - ・税理士法人協和会計事務所 代表社員
- v. 監査等委員である取締役の森敏文氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。  
この会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
  - ・Osborn & Mori Partners株式会社 取締役パートナー

## (b) 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況 出席回数/開催回数 (出席率 %)	主な活動状況
松木和道 (社外取締役)	取締役会 11回/11回 (100%) 指名・報酬委員会 5回/5回 (100%) 内部統制委員会 3回/3回 (100%) CSR委員会 3回/3回 (100%)	製造業を含む豊富な業務経験から養われた法務及びコンプライアンス分野の知識に基づき、適宜適切な意見・提言等があります。また、指名・報酬委員会、内部統制委員会とCSR委員会の委員として活動しました。
米田康三 (社外取締役)	取締役会 14回/14回 (100%) 指名・報酬委員会 7回/7回 (100%)	複数の企業経営者として会社経営に携わり養われた豊富な知識・経験に基づき、適宜適切な意見・提言等があります。また、指名・報酬委員会委員として活動しました。
大島恭輔 (社外取締役) (監査等委員)	取締役会 14回/14回 (100%) 監査等委員会 15回/15回 (100%) 指名・報酬委員会 7回/7回 (100%) 内部統制委員会 4回/5回 (80.0%) CSR委員会 4回/5回 (80.0%)	長年製造業の会社経営に携わることで養われた豊富な知識・経験に基づき、適宜適切な意見・提言等があります。また、指名・報酬委員会、内部統制委員会とCSR委員会の委員として活動しました。
高山昌茂 (社外取締役) (監査等委員)	取締役会 14回/14回 (100%) 監査等委員会 15回/15回 (100%) 指名・報酬委員会 7回/7回 (100%)	会計・税務の専門家としての知識や豊富な経験に基づき、専門的見地から積極的な意見・提言等があります。また、指名・報酬委員会委員長として活動しました。
森敏文 (社外取締役) (監査等委員)	取締役会 14回/14回 (100%) 監査等委員会 14回/15回 (93.3%) 指名・報酬委員会 7回/7回 (100%)	国内・海外企業における会社経営の知識や豊富な経験に基づき、適宜適切な意見・提言等があります。また、指名・報酬委員会副委員長として活動しました。

- (注) 1. 社外取締役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。  
 2. 松木和道氏は、2018年6月22日開催の第72期定時株主総会において取締役に就任したため、同日以降の出席状況を記載しております。  
 3. 書面決議による取締役会の回数は除いております。

## 4. 会計監査人の状況

① 名 称 青南監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(a) 当事業年度に係る報酬等の額 32,000千円

(b) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 32,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、監査等委員会は、会計計画概要書の監査体制、監査内容、監査日数等の妥当性並びに監査水準の世間水準比較などを総合的に判断し、監査法人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人または公認会計士の監査を受けております。

③ 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断したときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決議し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であったものも含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定め、これに基づき下記内容の責任限定契約を結んでいます。

会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じた額をもって、損害賠償責任の限度とする。

## 5. 株式会社の支配に関する基本方針

### 基本方針の内容の概要

当社は、1926年の創業以来、「誠心（まことのこころ）」を社是として「お客さまの立場に立ち、誠心を込めて製品やサービスをお届けする」ことを実行してまいりました。その間に蓄積した知識やノウハウを活用し、品質向上・技術革新に努め、お客さまのご支持をいただける圧縮機・真空機器・塗装機器の専門メーカーとして成長してまいりました。「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」は、当社が長年にわたり蓄積した知識やノウハウを活用し、更なる品質向上・技術革新に努め、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することで、当社の企業価値を長期にわたり向上させ、株主共同の利益の確保・向上を成し得るものと考えております。

上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模買付行為者の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討する、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そのため、2007年5月15日の取締役会にて、企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆さまに買い付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間と情報を確保することを目的として大規模買付行為に関するルールを導入いたしました。

なお、導入いたしましたルールの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.anest-iwata.co.jp/>)に掲載しております。また、本通知「株主総会参考書類」第4号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件」に、基本構成は変わらず日付・役職等を更新した継続案を記載しております。

（本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。）

(ご参考)

## 新会社設立・施設の新設

### 2018年7月、台湾小形圧縮機メーカーとの合併会社、ANEST IWATA SPARMAX Co., Ltd.を設立しました。

当社と台湾の小形圧縮機メーカーであるDing Hwa Co. Ltdとの合併で設立されました。SPARMAX及びCliqという2つの製品ブランドを持ち、SPARMAXブランドはホビー市場、美容市場へ、Cliqブランドでは医療や在宅ケア市場へ応用製品を提供しております。また、お客さまのニーズに合わせたエアーコンプレッサ、真空ポンプ、各種アクセサリ等のカスタム製品の設計・製造も行っており、現在、日本、米国、ドイツなど60カ国以上の国々に展開しております。



- 主な業務：小形コンプレッサ、エアーブラシの製造及び販売
- 本部：台北市信義区信義路五段五號四樓4B-03室  
工場：彰化縣大村郷中山路三段121號  
彰化縣北斗工業區新工一路43號
- 従業員数：88名

### 2019年3月、コーティング事業の研究開発施設「コーティングソリューションセンター」を本社敷地内に新設しました。

「モノづくりからコトづくりへ」をコンセプトとして、ご来社いただくお客さまにより良いご提案ができる施設となっております。正面エントランスから広がっているのは、日の光が差し込む開放的な雰囲気



のショールームです。製品が使用されている市場ごとにスプレーガンやコンプレッサ、真空ポンプなどの製品を展示しているため、お客さまに具体的なアプリケーションのご提案が可能です。

さらに、実際にスプレーガンをお試しいただくことでスプレーパターンの確認をすることができる水吹きブースや、騒音となる排気音の低減を体感いただける消音器(ダクト)ブースなど、当社の製品をその場で体験いただけます。塗装実験室では、温湿度管理を徹底したクリーンルームを完備しており、お客さまにとって最適な条件の下、導入設備のご提案が可能です。



ショールーム



塗装実験室

## IR活動状況

当社では、より多くの投資家の皆さまに向けた説明会、面談を継続的に行っております。

- ・個人投資家さま向け説明会 2018年度：5回開催 約550名参加
- ・機関投資家さま向け説明会 2018年度：3回開催、面談 のべ120社
- ・機関投資家さま向け工場見学会 (秋田) 2018年9月開催



個人投資家さま向け説明会 (大阪)

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第73期 (2019年3月31日現在)	科目	第73期 (2019年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>26,021,583</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,956,130</b>
現金及び預金	10,787,387	支払手形及び買掛金	4,204,616
受取手形及び売掛金	7,336,396	短期借入金	1,399,568
商品及び製品	3,914,313	一年内返済予定の長期借入金	1,201
仕掛品	873,703	リース債務	205,039
原材料及び貯蔵品	2,231,808	未払法人税等	500,515
その他	1,065,432	賞与引当金	646,434
貸倒引当金	△187,458	役員賞与引当金	91,759
<b>固定資産</b>	<b>21,536,214</b>	製品保証引当金	203,503
<b>有形固定資産</b>	<b>12,257,465</b>	その他	2,703,490
建物及び構築物	5,237,877	<b>固定負債</b>	<b>4,098,770</b>
機械装置及び運搬具	2,556,546	長期借入金	270,892
土地	2,137,302	リース債務	1,194,754
リース資産	1,343,204	繰延税金負債	295,098
建設仮勘定	522,237	退職給付に係る負債	2,239,742
その他	460,296	その他	98,282
<b>無形固定資産</b>	<b>3,318,836</b>	<b>負債合計</b>	<b>14,054,901</b>
のれん	1,688,080	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	169,019	<b>株主資本</b>	<b>29,845,616</b>
その他	1,461,736	資本金	3,354,353
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,959,913</b>	資本剰余金	1,117,838
投資有価証券	4,238,656	利益剰余金	25,378,817
長期貸付金	23,665	自己株式	△5,393
繰延税金資産	957,769	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>55,978</b>
退職給付に係る資産	574,630	その他有価証券評価差額金	527,387
長期預金	11,786	為替換算調整勘定	△200,006
その他	164,130	退職給付に係る調整累計額	△271,402
貸倒引当金	△10,725	<b>非支配株主持分</b>	<b>3,601,303</b>
<b>資産合計</b>	<b>47,557,798</b>	<b>純資産合計</b>	<b>33,502,897</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>47,557,798</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第73期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	
売上高		38,807,259
売上原価		22,030,151
<b>売上総利益</b>		<b>16,777,107</b>
販売費及び一般管理費		12,437,642
<b>営業利益</b>		<b>4,339,464</b>
営業外収益		659,144
受取利息	52,557	
受取配当金	68,941	
受取保険金	67,842	
持分法による投資利益	317,548	
その他	152,255	
営業外費用		297,308
支払利息	80,244	
為替差損	85,135	
過年度退職給付費用	111,359	
その他	20,569	
<b>経常利益</b>		<b>4,701,300</b>
特別利益		62,055
段階取得に係る差益	2,697	
固定資産売却益	8,689	
子会社清算益	50,668	
特別損失		183,510
減損損失	69,090	
固定資産売却損	29,440	
固定資産除却損	7,063	
解体撤去費用	27,996	
訴訟和解金	49,920	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>4,579,845</b>
法人税、住民税及び事業税	1,306,711	
法人税等調整額	△70,393	1,236,317
<b>当期純利益</b>		<b>3,343,527</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		395,800
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>2,947,727</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 計算書類

### 貸借対照表

(単位：千円)

科目	第73期 (2019年3月31日現在)	科目	第73期 (2019年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>11,041,207</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,076,164</b>
現金及び預金	4,457,711	買掛金	1,977,405
売掛金	3,876,455	リース債務	197,895
商品及び製品	948,903	未払金	939,580
仕掛品	672,318	未払法人税等	169,925
原材料及び貯蔵品	813,026	預り金	22,689
その他	276,659	賞与引当金	438,816
貸倒引当金	△3,867	役員賞与引当金	91,759
<b>固定資産</b>	<b>20,716,743</b>	製品保証引当金	200,354
<b>有形固定資産</b>	<b>7,420,145</b>	その他	37,737
建物	2,676,968	<b>固定負債</b>	<b>3,000,484</b>
構築物	178,832	リース債務	1,107,168
機械及び装置	1,386,827	退職給付引当金	1,874,726
車両運搬具	3,726	その他	18,588
工具、器具及び備品	221,881	<b>負債合計</b>	<b>7,076,648</b>
土地	1,268,453	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	1,196,544	<b>株主資本</b>	<b>24,153,913</b>
建設仮勘定	486,909	<b>資本金</b>	<b>3,354,353</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>148,936</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>1,380,380</b>
借地権	790	資本準備金	1,380,380
ソフトウェア	125,017	<b>利益剰余金</b>	<b>19,424,574</b>
その他	23,128	利益準備金	838,588
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,147,660</b>	その他利益剰余金	18,585,985
投資有価証券	2,598,945	別途積立金	9,700,000
関係会社株式	2,888,909	繰越利益剰余金	8,885,985
出資金	1,200	<b>自己株式</b>	<b>△5,393</b>
関係会社出資金	4,765,524	<b>評価・換算差額等</b>	<b>527,387</b>
関係会社長期貸付金	1,719,643	<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>527,387</b>
前払年金費用	715,181		
繰延税金資産	471,312		
その他	107,669		
貸倒引当金	△120,725		
<b>資産合計</b>	<b>31,757,950</b>	<b>純資産合計</b>	<b>24,681,301</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>31,757,950</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 損益計算書

(単位：千円)

科目	第73期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	
売上高		17,124,281
売上原価		10,908,858
<b>売上総利益</b>		<b>6,215,423</b>
販売費及び一般管理費		4,291,899
<b>営業利益</b>		<b>1,923,523</b>
営業外収益		1,095,918
受取利息	21,997	
受取配当金	807,730	
受取技術料	123,250	
その他	142,941	
営業外費用		95,219
支払利息	20,205	
為替差損	49,817	
不動産賃貸費用	23,147	
その他	2,048	
<b>経常利益</b>		<b>2,924,223</b>
特別利益		14,126
子会社株式売却益	14,126	
特別損失		149,935
固定資産売却損	23,673	
固定資産除却損	4,129	
減損損失	69,090	
解体撤去費用	27,996	
子会社清算損	25,045	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>2,788,414</b>
法人税、住民税及び事業税	502,643	
法人税等調整額	82,371	585,015
<b>当期純利益</b>		<b>2,203,399</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

謄 本

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

アネスト岩田株式会社  
取締役会 御中

青 南 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 小 平 修 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
代 表 社 員 公 認 会 計 士 大 野 木 猛 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アネスト岩田株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アネスト岩田株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

アネスト岩田株式会社  
取締役会 御中

青南監査法人

代表社員 公認会計士 小平 修 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 大野木 猛 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アネスト岩田株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 謄本

### 監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき下記のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、監査等委員会を補佐する内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、内部監査部門からの監査の結果の報告を受けるとともに、監査計画に基づき重要な子会社の往査を実施し、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3項イの基本方針及び同号口の各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、更に、日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果報告を受けて、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項はなく、その整備及び運用状況については継続的な改善が図られているものと認めます。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

#### アネスト岩田株式会社 監査等委員会

取締役 監査等委員(常勤)	鈴木 正 人	㊞
社外取締役 監査等委員	大島 恭 輔	㊞
社外取締役 監査等委員	高山 昌 茂	㊞
社外取締役 監査等委員	森 敏 文	㊞

(注) 監査等委員 大島恭輔、高山昌茂及び森敏文は、会社法第2条第15号及び、第331号第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会 会場ご案内図

日時

2019年6月25日 (火曜日)  
午前10時 (受付開始 午前9時)  
本総会終了後、株主懇談会を開催します。

会場

神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地  
アネスト岩田株式会社 本社  
TEL : 045-591-9344

交通

- 横浜市営地下鉄線「新羽駅」下車、徒歩15分。
- 東急東横線「綱島駅」下車、東急バス②番のりば、「貝塚中町」下車、徒歩5分。  
②番「71系統 勝田折返所行き、72系統 新横浜駅行き、79系統 新羽営業所行き」



## ● 無料送迎バスのご案内

日吉駅及び新羽駅からは無料の専用バスをご利用いただけます。なお、天候や交通事情、株主総会の実施状況等により時間変更となる可能性がございます。

(株主総会終了時には、日吉駅及び新羽駅へ向かうバスをご用意しております)

出発時間

日吉駅 9:10発

新羽駅 9:15発

日吉駅



お越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用いただきますよう、宜しくお願いいたします。

